

労働者への

経過

解人其工名也又同快為業一人既之ノ不日ニハ一若中央在田若
 仲理人より上第製造者様ニ抗命中より之が工場側へ為強硬
 ニシテ労働者其工名ニ解雇通知出テ奔也。職士別ハ工場一全
 方全場不振等日々之階昇下リ見惑ニ解雇ヲ承認今日解雇
 名自労働一支配ヲシテ去同調解決也
 労働者へ 一被解雇者へ 綴紙
 解決手段 一解雇ヲ承認シ名自労働ヲシテ去